

八戸市立学校給食センター調理等業務委託 公募型プロポーザル実施要項

1 趣旨

この要項は、八戸市が実施する「八戸市立学校給食センター調理等業務委託」（以下、本業務という。）に係る事業者の選定にあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

（１）業務名

八戸市立学校給食センター調理等業務委託

（２）業務内容

八戸市立学校給食センター調理等業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり。

（３）委託期間

令和 9 年 4 月 1 日（木）から令和10年 3 月31日（金）まで

※上記委託期間中、モニタリングの結果等から、仕様書及び提案内容の誠実な履行を確認できた場合、令和10年 4 月 1 日から令和11年 8 月31日までの期間について事業者選定は行わず、今回選定された事業者と引き続き当該業務に関する優先交渉を行い、委託契約を締結することがある。

（４）委託金額の上限額

691, 000, 000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

※この上限額は契約時の予定価格を示すものではなく、本業務の規模を示すためのものである。

（５）契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

（６）再委託

本業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ発注者の承諾を得ること。
ただし、調理及び調理に付随する業務の再委託は認めない。

3 参加資格要件

（１）参加申込の資格

このプロポーザルに参加を表明できる者は、参加表明書を提出する時点で、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- ② 本業務を円滑に遂行できるような安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- ③ 国または地方公共団体等から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（手続開始の決定後、市長が入札参加資格審査の再認定をした者を除く）。
- ⑤ 国税及び地方税を滞納していないこと。

- ⑥ 過去3年以内に食品衛生法に基づく営業許可の取消し又は営業の禁止若しくは停止の処分を受けていないこと。
 - ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行っていないこと。
 - ⑧ 過去10年間に於いて、厚生労働省が作成した「学校給食衛生管理基準」に基づき、小学校又は中学校を対象とした、1日4,000食以上の学校給食調理業務の受託実績を3年以上有していること。又は、厚生労働省が作成した「大量調理施設管理マニュアル」に基づき、1回300食以上若しくは1日750食以上を提供する調理業務の受託実績を5年以上有するものであること。
 - ⑨ 製造物責任法（平成6年法律第85号）に基づく生産物賠償責任保険に加入していること。
 - ⑩ 業務の実施にあたっては関係法令等を遵守していること。
 - ⑪ 契約締結時点で①から⑩の要件を満たす履行保証人を確保できること。
- （2）グループでの参加に関する留意事項
- ① 複数の事業者がグループを構成して参加する場合は、グループの代表となる事業者（以下、「代表事業者」という。）を定め、代表事業者を参加表明書の提出者とする。
 - ② グループを構成する全ての事業者は、「3－（1）参加申込」の①から⑪を全て満たしていること。
 - ③ グループが優先交渉権者として選定された場合、代表事業者が元請となり、構成する各事業者に再委託すること。その際、「2－（6）再委託」に留意すること。
- （3）複数応募の禁止
- ① 単独で応募した事業者はグループでの参加はできない。
 - ② 複数のグループへの参加はできない。

4 日程

内 容	日 程
実施要項等の公表	令和8年7月14日（火）
見学会（八戸市立学校給食センター）	令和8年7月27日（月）
見学会（受配校）	令和8年7月28日（火）～7月29日（水）
質問の受付期限	令和8年8月12日（水）午後4時まで
質問回答の公表	令和8年8月25日（火）までに公表
参加表明書の提出期限	令和8年9月4日（金）午後4時まで
資格審査結果の通知	令和8年9月16日（水）までに通知
提案書類の提出期限	令和8年9月30日（水）午後4時まで
提案書類に係るプレゼンテーション	令和8年10月30日（金）
提案書類審査に関する結果の通知	令和8年11月中 に通知
優先交渉権者の決定	令和8年11月中 に決定

5 実施要項等の公表

(1) 実施要項、様式の配付

八戸市ホームページに掲載するので、必要に応じてダウンロードすること。

(2) 説明会

説明会は開催しない。

6 見学会の実施

八戸市立学校給食センター及び受配校の見学会を、それぞれ次のとおり実施する。

(1) 見学会（八戸市立学校給食センター）

① 日時・場所

令和8年7月27日（月）

時 間	施設名	住 所
9:00～10:30	西地区給食センター	八戸市北インター工業団地二丁目2番1号
11:00～12:00	北地区給食センター	八戸市石堂三丁目8番6号
14:00～15:00	東地区給食センター	八戸市大字大久保字浜長根3番地1

② 集合場所

西地区給食センター 駐車場

※詳細は申込者へ別途通知する。

③ 申込方法

見学会参加申込書（様式1）に必要事項を記載の上、令和8年7月21日（火）15時までに、「16担当部署」に電子メールで提出すること。

また、直近1か月以内の検便検査結果（検査項目：赤痢菌、サルモネラ菌、腸チフス菌、パラチフスA菌、腸管出血性大腸菌0-26, 0-111, 0-157）を提出すること。

(2) 見学会（受配校）

見学会（受配校）は、「八戸市新学校給食センター整備・運営事業受配校見学会」と合同で実施する。

① 日時・場所

・令和8年7月28日（火）

時 間	施設名	住 所
9:00～12:00	八戸市立柏崎小学校	八戸市青葉二丁目7番1号
	八戸市立小中野小学校	八戸市小中野五丁目2番17号
	八戸市立白銀小学校	八戸市大字白銀町字大久保道1番地1
13:30～16:00	八戸市立新井田小学校	八戸市大字新井田字館平20番地
	八戸市立江南小学校	八戸市根城九丁目22番50号

・令和8年7月29日（水）

時 間	施設名	住 所
9:00～12:00	八戸市立白鷗小学校	八戸市大字白銀町字中平13番地3
	八戸市立種差小学校	八戸市大字大久保字赤コウ55番地59
	八戸市立南浜中学校	八戸市大字鮫町字子猪越15番地2
13:30～16:00	八戸市立白銀中学校	八戸市大字白銀町字栗沢道38番地
	八戸市立鮫中学校	八戸市鮫町字古馬屋23番地5

② 集合場所

令和 8 年 7 月 28 日（火）：八戸市立柏崎小学校 駐車場

令和 8 年 7 月 29 日（水）：八戸市立白鷗小学校 駐車場

※詳細は申込者へ別途通知する。

③ 申込方法

見学会参加申込書（様式 1）に必要事項を記載の上、令和 8 年 7 月 22 日（水）15 時までに、「16 担当部署」に電子メールで提出すること。

（3）見学会の参加対象・人数

本業務に参加を予定している者とし、参加人数は 1 社につき 2 名以内とする。

（4）見学会での質疑

見学会で疑義が生じた場合は、質問書（様式 2）で対応する。当日現地での質問は行わないこと。

（5）留意事項

- ・ 車両は 1 社につき 1 台とすること。
- ・ 市が許可した場所に限り撮影を可とするが、人を写さないこと。
- ・ 施設敷地内では市職員の案内に従い、勝手な行動をしないこと。
- ・ 参加者同士の名刺交換は行わないこと。
- ・ 学校給食センターの調理室に入る方は、清潔な白衣及び帽子、調理靴、上履きを用意すること。

7 見学会及び実施要項等に関する質問の受付

（1）質問受付期限

令和 8 年 8 月 12 日（水）午後 4 時まで

（2）質問方法

電子メールにより提出すること。電子メール送信後、電話により受信確認を行うこと。電子メール以外での質問は受理しない。

（3）提出書類

質問書（様式 2）

（4）提出先

「16 担当部署」に提出すること。

（5）回答方法

回答は、令和 8 年 8 月 25 日（火）までに八戸市ホームページに掲載する。
なお、質問者の氏名等は掲載しない。

8 参加表明書等の提出

次によりプロポーザル参加の意思表示について提出すること。

（1）提出期限

9 月 4 日（金） 午後 4 時まで

(2) 提出書類

No.	提出書類	備 考
1	参加表明書	・ 様式 3
2	会社概要	・ 会社の沿革、組織
3	直近 2 か年の決算書等	・ 貸借対照表、損益計算書等
4	登記事項証明書	・ 全部事項証明書の「履歴事項証明書」又は「現在事項証明書」 ・ 参加表明日から遡って 3 か月以内に発行されたもの(写し可)
5	印鑑証明書	・ 参加表明日から遡って 3 か月以内に発行されたもの(写し可)
6	市税の滞納がないことの証明書	・ 市内に本社又は事業所がある場合のみ提出すること ・ 参加表明日から遡って 3 か月以内に発行されたもの(写し可)
7	納税証明書(国税)	・ 参加表明日から遡って 3 か月以内に発行されたもの(写し可)
8	誓約書	・ 様式 4
9	営業証明書	・ 市内に本社又は事業所がある場合のみ提出すること ・ 参加表明日から遡って 3 か月以内に発行されたもの(写し可)
10	食品衛生法に係る誓約書	・ 様式 5
11	調理業務等受託実績調書	・ 様式 6 ・ 過去 10 年間に於いて、厚生労働省が作成した「学校給食衛生管理基準」に基づき、小学校又は中学校を対象とした、1 日 4,000 食以上の学校給食調理業務の受託実績があれば記載すること。 ・ 厚生労働省が作成した「大量調理施設管理マニュアル」に基づき、1 回 300 食以上若しくは 1 日 750 食以上を提供する調理業務の受託実績があれば記載すること。 ・ グループで応募する場合は調理・配膳等業務を担当する構成員の実績を記載すること。
12	製造物責任法に基づく生産物賠償責任保険に加入していることを証する書類	・ 保険証券・契約書の写し等

※八戸市の令和 8・9 年度競争入札参加資格者名簿(物品の購入等又は請負工事等)に登載されている方は、No. 3 から 8 の提出不要。

(3) 提出部数

9部（正本1部と副本8部）及び提出書類のPDFデータを入れたCD-R又はDVD-R1部

(4) 提出方法

郵送又は持参により提出すること。電子メール又はFAXによる提出は受理しない。

① 郵送の場合

提出期限内に必着とする。また、書留郵便等の配達記録が残る方法で郵送し、到着の有無について、電話により確認すること。

② 持参の場合

受付時間は午前9時から午後4時までとする。なお、事前に電話連絡し持参すること。

(5) 提出先

「16 担当部署」に提出すること。

(6) 提出書類の留意事項

① 用紙はA4判縦、横書き、片面印刷とし、ファイルに綴じること。文字サイズは12ポイント以上とする。印刷は、モノクロ・カラーを問わない。

② ファイルの表紙及び背表紙に業者名・代表者名を記載した表紙を付けること。

③ 提出された書類の訂正、追記、返却は認めない。

(7) 参加事業者の決定

市は、提出した参加表明書により応募資格を確認し、審査結果を書面により令和8年9月16日（水）までに発送する。

また、審査経過及び審査結果に対する質問、異議申立ては一切受け付けない。

9 提案書類の提出

次によりプロポーザルの提案書類について提出すること。

(1) 提出期限

令和8年9月30日（水） 午後4時まで

(2) 提出書類

様式番号	提出書類
様式7	審査に係る提案書類提出書
様式8	学校給食に対する基本的な考え方に関する提案書
様式9	責任者配置予定書
様式10	業務実施体制及び地域貢献に関する提案書
様式11	人員配置及びタイムテーブル
様式12	配送計画
様式13	安全衛生管理に関する提案書
様式14	危機管理に関する提案書
様式15	業務開始までのスケジュール
様式16	サービス向上に関する提案書
様式17	経費見積書

(3) 提出部数

9部（正本1部と副本8部）及び提出書類のPDFデータを入れたCD-R又はDVD-R1部。

(4) 提出方法

郵送又は持参により提出すること。電子メール又はFAXによる提出は受理しない。

① 郵送の場合

提出期限内に必着とする。また、書留郵便等の配達記録が残る方法で郵送し、到着の有無について、電話により確認すること。

② 持参の場合

受付時間は午前9時から午後4時までとする。なお、事前に電話連絡し持参すること。

(5) 提出先

「16 担当部署」に提出すること。

(6) 提出書類の留意事項

① このプロポーザルは本業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。

② 提案書類は、提案者1者につき1提案とする。

③ 用紙はA4判縦、横書き、片面印刷とし、ファイルに綴じること。ただし、必要に応じてA3判折り込みも可とする。文字サイズは12ポイント以上とする。印刷は、モノクロ・カラーを問わない。

④ ファイルの表紙及び背表紙に業者名・代表者名を記載した表紙を付けること。

⑤ 提出された書類の訂正、追記、返却は認めない。

10 提案書類の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された提案書類を無効とする。

(1) 提出期限を過ぎて提出された場合。

(2) 提出書類の不備、未記入又は虚偽の記載がある場合。

(3) 審査の公平性を害する行為があった場合。

(4) 複数の提案を行った場合。

(5) 見積金額が委託金額の上限額を上回る場合。

11 提案書類の審査・選定

(1) 提案書類に係るプレゼンテーション

審査・選定は提案書類に係るプレゼンテーションにより行う。この際、参加者からヒアリングを実施する予定であるが、日程等の都合により省略する場合がある。場所及び日程は次のとおりとし、詳細は後日、参加者に通知する。

① 場 所：八戸市庁

② 開催日：令和8年10月30日（金）

(2) 審査・選定方法

① 選考にあたっては、市が下記の者から指名した採点員が採点する。

【保護者代表、学校関係者、衛生管理有識者、給食センター職員、八戸市教育委員会】

- ② 各採点員は提出された提案書類及びプレゼンテーションにおけるヒアリングについて、別紙の評価基準に基づき、採点を行い、評価点の大きい参加者から順に、第1位に3点、第2位に2点、第3位に1点などと順位点を付与する。順位が同じ参加者が複数となった場合は、当該順位及びその下位に当たる空位の順位点の合計を、当該順位の参加者の数で除して得た値を順位点とする。参加者ごとに順位点を合計し、順位点の合計が最も大きい者を優先交渉権者として選定する。ただし、最も大きい順位点のものが複数となった場合は、くじ引きにより優先交渉権者を決定する。
- このプロポーザルに参加する参加者が1者のみの場合においても、同様にプロポーザルを実施するものとする。なお、いずれの場合においても、評価点が満点の6割を超えていることを選定の条件とする。

(3) その他

- ① ヒアリングでは提案書類の内容について質疑応答を行う。
- ② ヒアリング時の追加資料の提出及び提示は認めない。
- ③ ヒアリングが実施されない場合は提出書類のみで審査・選定を行う。

12 選定結果

選定結果（評価点数と順位）は電子メール及び書面で通知する。また、優先交渉権者以外の名称を除いた上で、各参加者の評価点数を八戸市ホームページで公表する。なお、選考過程及び選定結果に関する質問、異議申立ては一切受け付けないものとする。

13 優先交渉権者の決定

市は、採点結果を踏まえて優先交渉権者とされた者と随意契約の交渉を行う。優先交渉権者が契約を締結しない場合は、得点の高い事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した事業者と契約を締結する。

14 その他の留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提出期限までに参加表明書を提出しない者は、提案書類を提出できないものとする。
- (3) このプロポーザルの参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (4) このプロポーザルへの参加を辞退しようとする者は、参加辞退届（様式 18）を「16 担当部署」へ提出すること。
- (5) 参加辞退届（様式 18）は電子メールにより提出し、電話により受信確認を行うとともに代表者印を押印した正本を別途郵送すること。
- (6) 提案書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、優先交渉権者として選定された者の提案書類について、このプロポーザルに関する報告等のために優先交渉権者が了解した場合は、利用できるものとする。
- (7) 提出書類は、八戸市情報公開条例（平成 14 年八戸市条例第 6 号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (8) 提出書類は、審査及び説明のほか、前号により情報公開する際に、写しを作成して使用することができるものとする。

15 市による本業務の実施状況の監視

市は、業務委託契約に基づき、事業者が行う本業務の実施状況の監視を次のとおり行う。

(1) モニタリング

市は、事業者が行う業務について、定期的又は随時に監視を行う。

(2) 支払いの減額等

業務委託契約書及び仕様書で定められた内容が充足していないことが判明した場合は、委託料の減額等を行うことがある。

(3) その他

契約の締結に当たっては、調理食数などが変更になる場合があるので、委託契約書は事業者と別途協議する。

16 担当部署

八戸市教育委員会 学校教育課 学校給食グループ

住 所：〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号

電 話：0178-43-9468（学校給食グループ直通）

F A X：0178-45-2141

E-mail：kyushoku@city.hachinohe.aomori.jp